

第3回 函館市市民後見推進検討委員会

日時 平成26年3月25日(火)
午後6時30分から
場所 函館市総合保健センター
2階 健康教育室

会議次第

- 1 開会
- 2 挨拶 岩崎 清 委員長
- 3 議事
 - (1) 第2回検討委員会の協議内容について
 - (2) 市民後見人養成に向けた検討事項について
 - (3) 今後の予定について
 - (4) その他
- 4 閉会

函館市市民後見推進検討委員会 委員名簿

(設置要綱第3条, 第4条関係)

区分	所属および役職名	氏名
学識経験者	北海道教育大学函館校 教授	いわさき きよし 岩崎 清
司法関係者	函館弁護士会 高齢者・障がい者支援委員会委員長	ひらい きいち 平井 喜一
	函館司法書士会 リーガルサポート副支部長	こながい あきら 小長井 朗
高齢者福祉関係者	函館市地域包括支援センター連絡協議会 会員	はせやま てっぺい 長谷山 哲平
	函館市居宅介護支援事業所連絡協議会 幹事	ところ てるみ 所 輝美
	南北海道グループホーム協会 会長	はやしざき みつひろ 林崎 光弘
知的障がい者および精神障がい者福祉関係者	函館地域障害者自立支援協議会 会長	おがた えいぞう 尾形 永造
	障害者生活支援センターぱすてる 所長	かわむら よしぞう 河村 吉造
	社会福祉法人函館恭北会函館地域生活支援 センター 所長	すずき たかひろ 鈴木 崇宏
地域福祉・医療関係者	社会福祉法人函館市社会福祉協議会 事業部長	あちわ けんいち 阿知波 健一
	函館市民生児童委員連合会 副会長	ただ そざん 多田 祖三
	公益社団法人北海道社会福祉士会 理事 ぱあとなあ運営委員	ゆあさ わたる 湯浅 弥
	北海道医療ソーシャルワーカー協会 南支部副支部長	まつき としき 松木 俊樹
家族会	函館認知症の人を支える会 会長	さとう ゆうこ 佐藤 悠子
	NPO法人函館手をつなぐ親の会 監事	かななり えみこ 金成 恵美子
	函館精神障害者家族会愛泉会 相談役	あんじ ひろこ 安司 悠子

函館市市民後見推進検討委員会 事務局名簿

所 属	職 名	氏 名
保健福祉部 高齢福祉課	課 長	なりきわ としや 成澤 俊也
	主 査 (介護予防・認知症担当)	くろだ はぐみ 黒田 育生
	主 任	てづか かつこ 手塚 加津子
	主任技師	まつもと えり 松本 英里
	主 査 (高齢者・介護総合相談窓口)	つかもと てつじ 塚本 哲路
	主任主事	たながみ だいすけ 棚上 大輔
保健福祉部 障がい保健福祉課	課 長	なべしま やすふみ 鍋島 康文
	主 査 (相談支援担当)	いど ひろし 井戸 浩嗣
	主事2級	だいしま あやの 代嶋 亜耶乃
	参事3級 (精神保健)	あもう えつこ 天羽 悦子
	主 査 (精神保健担当)	きかい くにみ 境 国巳
	〃	いわしま たかひさ 岩島 貴寿
保健福祉部 亀田福祉課	課 長	たに こうじ 谷 孝嗣
	主 査 (相談窓口)	さかの まきこ 坂野 真規子
	主査 (相談窓口)	いとう あつし 伊東 篤

議 事

(1) 第2回検討委員会の協議内容について

○市民後見人像について

- ・ 専門職の補完ではない，新たな位置付けの後見人である。
- ・ 市民目線を大切にし，専門職にはない，フットワークの軽さを活かしたできるだけ身近な存在がよい。

○研修について

- ・ 市民後見人の養成は，少数精鋭がよい。
- ・ 研修対象者の要件は，あまり制限条項がないほうがよい。
- ・ 募集の際には，市民後見人像をしっかりと伝える必要がある。

○市民後見人の活動条件および後見形態について

- ・ 法人後見のイメージがわからない。
- ・ 法人の事務負担の増加や人材確保の難しさが想定される。
- ・ 個人受任を想定すべき。法人の補助的役割だと，モチベーションが上がらないばかりか，後見業務も身につかない。
- ・ 家族としては，専門家でもない，数時間の研修で養成されるような人に後見人を任せられないという不安もある。
- ・ 市民後見人の活動条件（どんなケースを受任するか）を具体的に決めたほうがよい。
- ・ 市民後見人ができること，できないこと，バックアップ体制等も整理しておく必要がある。

【参考】後見形態と市民後見人の活動の例

	単独後見のみ	単独後見 (専門職監督人 付き)	単独後見 (法人監督人 付き)	複数後見 (市民後見人 同士)	複数後見 (専門職と 組む)
個人受任					
法人後見	法人内の主な 担当となる	法人内の事務 補助	法人内で複数 後見	(全てにおいて後見セン ターのバックアップ有り)	

(2) 市民後見人養成に向けた検討事項について

養成研修に向けての検討事項

- ① 広報，募集の方法
- ② 市民後見人像（どのような人が市民後見人として望ましいか）
- ③ 研修対象者の要件（年齢，住所等）
- ④ 開催場所，開催日（道と協議）
- ⑤ 後見ニーズの事前調査の実施の有無

(検討案)

- ① 広報，募集の方法
 - ・ 新聞，テレビ，ラジオ等の報道機関
 - ・ 市政はこだて，チラシなど
- ② 市民後見人像
別紙のとおり
- ③ 研修対象者の要件
別紙のとおり
- ④ 開催場所，開催日
 - ・ 函館市内で，10月～12月頃の平日開催
- ⑤ 後見ニーズの事前調査の実施の有無
 - ・ 高齢者および障がい者の増によりニーズがあると想定（調査しない）

(別紙) 市民後見人の養成および後見実施機関等に係る検討事項

	項目	函館市のあり方等
市民後見人について		
1	市民後見人像	①高齢者、障がい者の権利擁護および成年後見制度に関し、深い理解がある人 ②後見人の職務に必要な知識、技量、事務能力、姿勢、高い倫理観、社会規範等がある人 ③後見業務が職業でもなくボランティアでもないことを十分に認識し、社会貢献を目的として、函館市における市民後見人の役割を果たせる人
2	市民後見人の役割	地域に住む身近な存在として、かつ、地域を支える一市民としての自覚をもって、被後見人等の生活を守るため、きめ細やかな対応と家族的な支援を行う
3	市民後見人の応募資格	25歳以上の市民(市に住民登録があること)
4	市民後見人の活動条件	①被後見人(対象者)が市内および近郊在住者 ②身近な親族がない、またはあっても市民後見人の活用を希望していること ③多額の資産を有していないこと ④法的な手続きなど専門職が適切であるケースでないこと ⑤親族間等その他の紛争性やトラブルがないこと ⑥法定後見活動に限ること
5	市民後見人の活動内容(後見形態)	(案1)成年後見センターの支援を受けながら個人受任で後見を行う ※後見監督人の有無 (案2)場合により専門家等との複数後見を行う (案3)法人後見の一員として後見を行う
6	市民後見人の報酬	報酬有り (案1)家庭裁判所の決定額 (案2)成年後見制度利用支援事業による報酬助成の範囲内の額 (案3)独自に設定した額
後見実施機関(成年後見センター)について		
7	運営主体	函館市社会福祉協議会(業務委託)
8	職員体制	職員3名(センター長1, 専門員1, 事務員1) センター長、専門員は専門職(社会福祉士等)が望ましい
9	主な業務内容	相談から成年後見制度利用までを担うワンストップサービス機能 ①電話・来所相談 ②市民後見人の後見活動支援(スキルアップ含む) ③親族申立および市長申立支援 ④成年後見制度の普及啓発
10	第三者機関	①運営協議会 ②市民後見人のための相談機関設置(弁護士、司法書士等)
11	その他業務(社協事業)	日常生活自立支援事業をあわせて実施する

(3) 今後の予定について

事業スケジュール

	平成25年度				平成26年度	平成27年度
	12月	1月	2月	3月		
市民後見 推進事業	←→ ・第1回委員会		←→ ・第2回委員会		(予定) ・国庫補助 ・養成研修(道事業) ・検討委員会(2回) ・パンフレット配布	(予定) ・国庫補助 ・後見センター設置 ・市民後見活動 ・運営協議会設置
			←→ ・第3回委員会			
	←→ ・先進地調査(東京都, 小樽市)					

(4) その他

○第4回, 第5回 検討委員会 時期未定

事務局連絡先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市保健福祉部高齢福祉課

介護予防・認知症担当(手塚)

TEL(0138)21-3081

FAX(0138)26-5936